

土木の設計図書等検索システム構築業務委託
企画提案競技実施要領

令和8年6月

宮崎県県土整備部技術企画課

1 趣旨

本要領は、土木の設計図書等検索システム構築業務（以下「委託業務」という。）を委託する事業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本委託業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めたと者として随意契約を締結する。

3 業務の概要

(1) 業務名

土木の設計図書等検索システム構築業務

(2) 業務内容

別紙「土木の設計図書等検索システム構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 予算上限額 46,541,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※支払方法は委託業務完了後の精算払を予定している。

4 事務を担当する部局

宮崎県県土整備部技術企画課技術調整担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁防災庁舎9階）

電話：0985-26-7178 FAX：0985-26-7313

電子メール：gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp

5 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配付資料

ア 仕様書

イ 審査基準表

ウ 応募様式集

エ 契約書案

(2) 配布場所 本要領4の場所

(3) 配布期間 令和8年6月22日（月）から令和8年7月28日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

※配付資料については、上記期間中宮崎県のホームページからダウンロードできる。

【ホームページアドレス <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/>】

※資料の郵送を希望する者は、本要領4の担当部局まで問い合わせること。

6 参加資格等

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

- (1) 令和8年宮崎県告示第94号に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務で、種目が電算処理（システム開発含む）である者

- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者
- (7) 上記（1）に規定する資格を有さない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次のとおり資格を得るための申請を行うこと
 - ア 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号（宮崎県庁 1 号館 1 階）
電話：0985-26-7208
 - イ 申請書類の受付期間
令和 8 年 7 月 28 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。

7 スケジュール

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 公 告 | 令和 8 年 6 月 22 日（月） |
| (2) 質 問 書 受 付 期 限 | 令和 8 年 7 月 22 日（水） |
| (3) 参加申込書受付期限 | 令和 8 年 7 月 28 日（火） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和 8 年 8 月 5 日（水） |
| (5) 第 1 次審査結果通知 | 令和 8 年 8 月 12 日（水） |
| (6) 第 2 次審査（プレゼンテーション） | 令和 8 年 8 月 19 日（水）（予定） |
| (7) 第 2 次審査結果通知 | 令和 8 年 8 月 26 日（水）（予定） |

8 参加申込書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本要領 4 の場所
- (2) 提出期限 令和 8 年 7 月 28 日（火）午後 5 時まで（郵送であっても必着とする。）
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第 1 号）
 - イ 代理人を選定した場合にあっては、委任状（様式第 2 号）
- (5) その他
 - ア 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に原本を提出すること。
 - イ 郵送又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、本要領 4 の担当部局から電話確認の連絡を行うので、申込み日翌日（土曜日及び日曜日を除く。）までに連絡がない場合には本要領 4 の担当部局に問い合わせること。
（令和 8 年 7 月 28 日（火）に参加申込書を提出した者は、当日中に本要領 4 の担当部局に対して電話で提出状況の確認を行うこと。）

ウ 参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

なお、今回の企画提案競技への参加辞退については、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

9 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第4号）を以下により提出すること。

(ア) 提出方法は電子メール（アドレス：gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp）とすること。

(イ) 件名は「土木の設計図書等検索システム構築業務」とすること。

イ 受付期限

令和8年7月22日（水）午後5時まで

(2) 回答

質問者に対し質問受付日翌日から起算して土日を除く原則3日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に回答するものとする。

10 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書、機能要件対応表及び見積書

別紙「提案書作成要領」のとおり

(2) その他の書類

以下の資料をそれぞれ1部提出すること。

① 受託体制を示した資料

本業務に携わる技術者等の体制及び従事者数がわかるようにすること。

② 業務スケジュール

想定している業務スケジュールをわかりやすく示すこと。

③ 類似業務に関する主な受託実績

実績ごとに委託者名、業務概要、受託期間を明記すること。

④ その他

その他会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば提出すること（パンフレット、リーフレットを添付する場合は、5部提出すること）。

(3) 提出期限

令和8年8月5日（水）午後5時まで

※本要領4の場所まで持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、上記の日時必着とする。）

※提出された企画提案書及び見積書は、提出後、内容を変更できない。

11 審査

審査は「土木の設計図書等検索システム構築業務選定委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとし、その方法は書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式とする。委員会において、別紙「審査基準書」に基づき審査を行い、最も優れた提案を選定する。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等について、書類審査を行い、優良提案を3件程度選定する。
なお、選定結果については、企画提案競技参加者に対し電子メール及び書面により、令和8年8月12日（水）に通知する予定。

審査は別紙「審査基準書」に基づき審査を行うが、「仕様書」の仕様を満たさず、かつ代替案もない項目がある場合には失格とし、審査は行わない。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査で選定された優良提案者を対象として、提出書類を基にプレゼンテーションを実施し、最も優れた提案を選定する。

ア 実施方法、日時

実施方法＝会場又はWeb会議ツール（Microsoft Teams）を使用する審査を予定しており、実施方法等は申請者へ通知する。

日 時＝令和8年8月19日（水）実施予定

イ 説明時間等

プレゼンテーションは企画提案書に記載した事項を基に行うこと。

説明時間は30分以内とし、説明終了後、県から質問を行う。

ウ 説明者等

5名以内とする。主たる説明者を1名、それを補佐する者を4名以内とし、主たる説明者は当該業務の統括責任者又はそれに準ずる者とする。

エ 選定結果の通知

第2次審査参加者に対して電子メール及び書面により通知する。

オ 審査基準

審査基準は、別紙「審査基準書」に基づき審査を行うが、「仕様書」の仕様を満たさない項目がある場合には失格とし、審査は行わない。

カ その他

① 第2次審査は、令和8年8月19日（水）を予定しているが、場所、時間を含め、対象者には改めて連絡を行う。

② Web会議ツールを使用する審査の場合は、県ではWeb会議ツール端末（パソコン等）1台以上を用意するが、申請者はインターネット回線及びWeb会議ツールを各自で準備すること。

なお、企画提案日までに県とWeb会議の視聴確認を行うものとする。

(3) 非選定理由に関する事項

第1次審査及び第2次審査で非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式は自由）により、宮崎県知事に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(4) 非選定理由の説明に関する事項

宮崎県知事は、(3)の非選定理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

(5) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者の場合でも採点を行い、受託能力の有無を判断する。

12 契約

(1) 最優秀提案者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、提案時に最優秀提案者から徴取した見積書が契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向

- けて協議する。
- (3) 業務契約のほか、秘密保持契約を締結する。

13 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

14 企画提案の無効

当手続中に、次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 本要領 6 の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書、企画提案書、企画提案書本文その他企画提案競技に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者
- (3) 2 件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (7) 2 者以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱した提案をした者、又はそれらが不明な提案をした者

15 苦情申立

本要領に基づく手続きが政府調達に関する協定に違反すると考える場合は、宮崎県政府調達苦情検討委員会に対して苦情の申し立てをすることができる。

16 その他

- (1) 本委託業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則及び物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める規則（平成 7 年宮崎県規則第 69 号）による。